

独立行政法人の業務実績評価に関する総務省の意見について

1. 概 要

厚生労働省独立行政法人評価委員会が評価（一次評価）を行った内容について、今般、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価（二次評価）を行い、12月9日付けで当省評価委員会あて通知された。

2. 意見内容

○ 全独立行政法人に共通する意見内容

ア 内部統制の充実・強化

- ・ 法人の長のマネジメントに関する①重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底、②ミッション等の達成を阻害する要因（リスク）の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応についてフォローアップ
- ・ 昨年度の評価結果では言及されていなかった法人の多くで今回言及されており、内部統制に関する評価はおおむね定着
- ・ 今後も内部統制の更なる充実・強化を測る必要がある（参考となり主な留意点取組を提示）

※ 当省所管法人については、すべての法人の内部統制について評価が行われていると評価された。

イ その他

- ① 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）への対応等
（指摘事項に基づくフォローアップの継続実施など）
- ② 東北地方太平洋沖地震に関連した評価
（復興対応の取組と法人のミッションの整合性、目標未達成業務と震災との関連性に留意して評価）

○ 独立行政法人の評価について個別に意見されたもの

【医薬品医療機器総合機構】

- ・ 総審査期間だけでなく、申請者側期間や行政側期間それぞれの目標の達成状況を確認し、法人の取組について厳格に評価すべき

【国立高度専門医療研究センター】

- ・ 法人共通の評価項目に定量的な数値目標を設定していない法人の評価に当たっては、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう所要の措置の検討を要請すべき
- ・ 中期計画の初年度で、中期目標期間中の達成を目指した年平均目標値を大幅に上回る実績を上げている事例については、過去の実績等を踏まえた適切な目標値を設定させた上で厳格に評価すべき
- ・ 中期計画において、目標達成度を測るべき定量的な指標が明らかでない事項の評価について、今後の評価に当たっては、法人で実施すべき取組に係る適切な指標を設定させた上で、評価の考え方や根拠等を明らかにした厳格な評価すべき
- ・ 経常収支率について、中期計画において、年度計画で100%未満の水準としている法人については、今後の評価に当たり、中期目標期間終了時までの各年度における目標値及びその根拠・考え方を明らかにさせ、妥当性を検証、厳格な評価を行うべき
- ・ 「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入状況に大きな違いがないにもかかわらず、評価が異なっているため、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評価の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべき

(別添1) 独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果(概要)

(別添2) 厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見(抄)

政 委 第 2 8 号
平成 23 年 12 月 9 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委 員 長 猿 田 享 男 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委 員 長 岡 素 之

平成 22 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務
の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 23 年 9 月 2 日付けをもって貴委員会から通知のあった「厚生労働省所管独立行政法人の平成 22 年度における業務の実績に関する評価の結果等の通知について」等に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、東日本大震災による各独立行政法人等の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 23 年 3 月 11 日に東北地方太平洋沖地震が発生したことを受け、同年 4 月 26 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について」では、被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うこととしました。今回の二次評価においては、こうした方針を踏まえつつ、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。また、その中で、各独立行

政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成22年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見

平成22年度における厚生労働省所管20法人（国立健康・栄養研究所、労働安全衛生総合研究所、勤労者退職金共済機構、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤研究所、年金・健康保険福祉施設整理機構、年金積立金管理運用独立行政法人、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター^{（注1）}）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

（注1） 以下、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センターを合わせて「国立高度専門医療研究センター」という。

【所管法人共通】

（内部統制の充実・強化）

平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」（平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）において、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うものとした。このうち、内部統制の評価に当たっては、平成21年度業務実績の評価における指摘事項のフォローアップに際して、特に留意すべき事項として、法人の長のマネジメントに関する2つの事項（重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底並びに ミッション等の達成を阻害する要因（リスク）の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応（以下 、 を合わせて「フォローアップ事項」という。））を示したところである。

1 内部統制に関する評価の状況

(1) 各府省独立行政法人評価委員会等の評価結果における言及状況

平成21年度業務実績の評価結果でフォローアップ事項について言及されていなかった10府省の独立行政法人評価委員会等（27法人）の状況をみると、22年度業務実績の評価結果でも言及されていなかったのは1府省の独立行政法人評価委員会等（2法人）となっており、大半で言及されていた。

一方で、平成21年度業務実績の評価結果ではフォローアップ事項について言及されていたものの、22年度業務実績の評価結果で言及されていなかったものが5府省の独立行政法人評価委員会等（6法人）でみられた。

(2) 貴委員会の評価結果における言及状況

貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況をみると、平成21年度業務実績の評価結果に引き続き、厚生労働省が所管する全ての法人において、貴委員会の見解が言及されていた。

今後、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

2 内部統制の充実・強化に向けた今後の取組

上記1のとおり、内部統制の取組等については、ほとんどの独立行政法人等の評価結果において言及されるようになったところである。また、平成22年度末で中期目標期間が終了した42法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）を踏まえ、内部統制の充実・強化について新中期目標等において明記されたところである。

このように、内部統制の充実・強化に関する取組は進捗しつつあると考える。

今後とも、内部統制の充実・強化に資するように評価の更なる充実を図ることが重要である。このような観点から、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が取りまとめた報告書^{（注2）}、平成21年度業務実績の評価に関する二次評価意見及び最近の独立行政法人における不祥事案件に関して法人内に設置された第三者委員会等の報告書^{（注3）}などを基に、内部統制の充実・強化に向けた主な留意点とその取組の例を別紙2のとおり整理したので、別紙3及び別紙4とともに

に今後の評価において参考とされたい。

(注2) 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月公表)では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。

(注3) 近年、各法人において内部統制の取組が進められているが、依然として国民の信頼を損なうような不祥事が発生しており、これらの不祥事の発生要因の分析及び対応等を検討し、取りまとめられた第三者委員会の報告書における指摘事項は、内部統制の充実・強化を図る上で参考となると考える。

(基本方針への対応等)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置(以下「措置事項」という。)が示されたところである。

また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。

こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど一定のフォローアップが行われている。

このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる。

また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。

(震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立

行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、震災との因果関係等について、それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【医薬品医療機器総合機構】

- ・ 医薬品の承認審査事務については、平成21年度及び22年度の当委員会の意見として、貴委員会に対し、「目標未達の場合における要因分析と改善策を法人に明らかにさせた上で、法人の取組について厳格に評価を行うべきである。」との指摘を行っている。

貴委員会の評価結果をみると、「総審査期間（中央値）」については、新医薬品の優先品目は目標10か月に対して実績9.2か月、通常品目は目標16か月に対して実績14.7か月などいずれも目標を大きく上回っている」ことをもって「S」評定（中期計画を大幅に上回っている）としている。しかしながら、新医薬品の通常品目の審査期間のうち申請者側期間については、平成22年度目標の5か月に対して実績が6.4か月と目標値を下回っているにもかかわらず、法人において目標未達要因の分析や改善策が明らかにされておらず、このことに対する貴委員会の言及もない。

今後の評価に当たっては、総審査期間だけでなく、申請者側期間や行政側期間それぞれの目標の達成状況を確認し、実績が目標値を下回った場合には、その要因分析及び改善策を明らかにさせた上で、法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

【国立高度専門医療研究センター】

- ・ 法人共通の評価項目（「研究所と病院との共同研究」、「治験申請から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」、「多職種から構成される医療チームによる診療」及び「経常収支率」）について、中期計画又は年度計画をみると、定量的な数値目標を設定している法人と設定していない法人がみられる。

今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである（国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター）。

- ・ 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供」に関する評価項目においては、中期計画の初年度で、中期目標期間中の達成を目指した年平均目標値を大幅に上回る実績を上げている例がみられる。

今後の評価に当たっては、当該事例について、客観的かつ厳格に中長期的な目標管理型評価が実施できるよう、過去の実績等を踏まえた適切な目標値を設定させた上で、厳格な評価を行うべきである（国立精神・神経医療研究センター及び国立成育医療研究センター）。

- ・ 「その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供」に関する評価項目については、法人ならではの取組として「海外渡航者に対するワクチン接種やミャンマー難民への受入協力、総合感染症に関する研修」を実施したことをもって、「S」評定（中期計画を大幅に上回っている）としているが、中期計画において、目標達成度を測るべき定量的な指標が明らかでないため、中期計画を大幅に上回る実績を単年度で確実に上げたと言えるかどうか不明である。

今後の評価に当たっては、法人で実施すべき取組に係る適切な指標を設定させた上で、評定の考え方や根拠等を明らかにした厳格な評価を行うべきである（国立国際医療研究センター）。

- ・ 経常収支率については、中期計画において、中期目標期間中の5年間を累計し100パーセントとなるよう取り組むこととされている。他方、年度計画をみると、目標値を100パーセントに設定せず、100パーセント未満の水準としている法人がみられる。

これらの法人における経常収支率に関する貴委員会の評価結果をみると、目標値を100パーセント未満に設定している理由やその妥当性も明らかでない中、実績が100パーセントに未達であったものの、目標値を上回っていることを理由に「A」評定（中

期計画を上回っている)としている。

今後の評価に当たっては、経常収支率について、客観的かつ厳格に年度ごとの目標管理型評価が実施できるよう、中期目標期間終了時までの各年度における目標値及びその根拠・考え方を明らかにさせ、その妥当性を検証した上で、厳格な評価を行うべきである（国立循環器病研究センター及び国立国際医療研究センター）。

- ・ 法人共通の評価項目である「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入状況に大きな違いがないにもかかわらず、評価が区々となっている。

今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評価の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである（国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター）。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果
についての意見

【国立健康・栄養研究所及び労働安全衛生総合研究所】

上記2法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

平成22年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見

(独立行政法人の評価について個別に意見されたものの抜粋)

【医薬品医療機器総合機構】

- ・ 医薬品の承認審査事務については、平成21年度及び22年度の当委員会の意見として、貴委員会に対し、「目標未達の場合における要因分析と改善策を法人に明らかにさせた上で、法人の取組について厳格に評価を行うべきである。」との指摘を行っている。

貴委員会の評価結果をみると、「総審査期間（中央値）については、新医薬品の優先品目は目標10か月に対して実績9.2か月、通常品目は目標16か月に対して実績14.7か月などいずれも目標を大きく上回っている」ことをもって「S」評価（中期計画を大幅に上回っている）としている。しかしながら、新医薬品の通常品目の審査期間のうち申請者側期間については、平成22年度目標の5か月に対して実績が6.4か月と目標値を下回っているにもかかわらず、法人において目標未達要因の分析や改善策が明らかにされておらず、このことに対する貴委員会の言及もない。

今後の評価に当たっては、総審査期間だけでなく、申請者側期間や行政側期間それぞれの目標の達成状況を確認し、実績が目標値を下回った場合には、その要因分析及び改善策を明らかにさせた上で、法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

【国立高度専門医療研究センター】

- ・ 法人共通の評価項目（「研究所と病院との共同研究」、「治験申請から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」、「多職種から構成される医療チームによる診療」及び「経常収支率」）について、中期計画又は年度計画をみると、定量的な数値目標を設定している法人と設定していない法人がみられる。

今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである（国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター）。

- ・ 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供」に関する評価項目においては、中期計画の初年度で、中期目標期間中の達成を目指した年平均目標値を大幅に上回る実績を上げている例がみられる。

今後の評価に当たっては、当該事例について、客観的かつ厳格に中長期的な目標管理

型評価が実施できるよう、過去の実績等を踏まえた適切な目標値を設定させた上で、厳格な評価を行うべきである（国立精神・神経医療研究センター及び国立成育医療研究センター）。

- ・ 「その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供」に関する評価項目については、法人ならではの取組として「海外渡航者に対するワクチン接種やミャンマー難民への受入協力、総合感染症に関する研修」を実施したことをもって、「S」評定（中期計画を大幅に上回っている）としているが、中期計画において、目標達成度を測るべき定量的な指標が明らかでないため、中期計画を大幅に上回る実績を単年度で確実に上げたと言えるかどうか不明である。

今後の評価に当たっては、法人で実施すべき取組に係る適切な指標を設定させた上で、評定の考え方や根拠等を明らかにした厳格な評価を行うべきである（国立国際医療研究センター）。

- ・ 経常収支率については、中期計画において、中期目標期間中の5年間を累計し100%となるよう取り組むこととされている。他方、年度計画をみると、目標値を100%に設定せず、100%未満の水準としている法人がみられる。

これらの法人における経常収支率に関する貴委員会の評価結果をみると、目標値を100%未満に設定している理由やその妥当性も明らかでない中、実績が100%に未達であったものの、目標値を上回っていることを理由に「A」評定（中期計画を上回っている）としている。

今後の評価に当たっては、経常収支率について、客観的かつ厳格に年度ごとの目標管理型評価が実施できるよう、中期目標期間終了時までの各年度における目標値及びその根拠・考え方を明らかにさせ、その妥当性を検証した上で、厳格な評価を行うべきである（国立循環器病研究センター及び国立国際医療研究センター）。

- ・ 法人共通の評価項目である「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入状況に大きな違いがないにもかかわらず、評定が区々となっている。

今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである（国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター）。

※ 厚生労働省では、中期計画の個別項目の進捗状況について「S，A，B，C，D」の5段階評価としている